○東北地方整備局告示第百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月三十日

東北地方整備局長　縄田　正

その関係図面は、平成二十六年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入一八六番一から同町志津川字十日町八〇番まで（ただし関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月三十日

○東北地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
青森県三戸郡南部町大字斗賀字八木田一〇番三から同町大字斗賀字八木田一〇番九まで	前	一九・五〇～四〇・三〇メートル
	後	一九・五〇～四〇・三〇メートル　〇・三六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月三十日から二週間近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員延長
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字川関字下モフケ一一三八番一から同町大字川関字中村上八平一三五五番一まで	六・六五～七・三五メートル　〇・二五三キロメートル

(四)　指定する期日　平成二十六年七月三十日

○九州地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十六号	指宿市岩本字永田一一番一から同市岩本字麓三〇一九番一まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月三十日

国会事項

衆議院

報告書受領

七月二十五日内閣から次の報告書を受領した。

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十六年一月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告

人事異動

公正取引委員会

（官房総括審議官）内閣府事務官　山田　昭典

審査局長に配置換する

（審査局審査管理官）同　山本佐和子

官房総括審議官に昇任させる

（官房人事課長）同　粕渕　功

審査局審査管理官に昇任させる

（官房総務課長）同　東出　浩一

審査局犯則審査部長に昇任させる

（審査局長）同　野口　文雄

辞職を承認する

（消費者庁表示対策課上席景品・表示調査官）同　南　雅晴

内閣府事務官（公正取引委員会事務総局審判官）に昇任させる

（経済取引局総務課長）同　笠原　宏

官房総務課長に配置換する

（審査局管理企画課情報管理室長）同　小菅　英夫

官房総務課会計室長に配置換する

（審査局審査長（第四審査長）のもとの上席審査専門官）同　岩下　生知

官房総務課審決訟務室長に配置換する

（審査局管理企画課長）同　小林　渉

官房人事課長に配置換する

（経済取引局調整課長）同　片桐　一幸

経済取引局調整課長に転任させる

（経済取引局付）同　下津　秀幸

経済取引局企業結合課上席企業結合調査官に昇任させる

（九州事務所長）同　遠藤　光

経済取引局取引部取引企画課相談指導室長に転任させる

（審査局管理企画課公正競争監視室長）同　鎌田　明

経済取引局取引部企業取引課長に昇任させる

（審査局審査長（第二審査長））同　藤本　哲也

審査局管理企画課長に配置換する

第二審査長を免ずる

（官房総務課審決訟務室長）同　中里　浩

審査局管理企画課情報管理室長に配置換する

（中部事務所総務管理官）同　池田　卓郎

審査局管理企画課公正競争監視室長に転任させる

（北海道事務所長）同　内野　雅美

審査局管理企画課上席審査専門官に転任させる

（経済取引局企業結合課上席企業結合調査官）同　深町　正徳

審査局審査長（第一審査長）のもとの上席審査専門官に配置換する

（東北事務所長）同　塚田　益徳

審査局審査長に転任させる

第二審査長を命ずる

（近畿中国四国事務所審査統括官）同　杉浦　賢司

審査局審査長（第三審査長）のもとの上席審査専門官に転任させる

（経済取引局取引部取引企画課相談指導室長）同　天田　弘人

審査局審査長（第四審査長）のもとの上席審査専門官に配置換する

（官房総務課会計室長）同　銭場　忠夫

北海道事務所長に転任させる

（審査局審査長（第一審査長）のもとの上席審査専門官）同　稲熊　克紀

東北事務所長に転任させる

（審査局犯則審査部第一特別審査審査専門官（特別審査長補佐（総括担当））同　門間　浩

中部事務所総務管理官に昇任させる